

(平成27年1月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係

4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 7 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月から 52 年 3 月まで

私の母親は、私が 20 歳になった昭和 49 年*月に市役所で私の国民年金の加入手続を行った。

加入手続後の私の国民年金保険料については、私が大学を卒業するまで、母親が、市役所又は金融機関の窓口若しくは口座振替で自身の保険料と一緒に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、当該手続を行い申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親からは証言を得ることができないことから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 53 年 5 月頃と推認され、申立人の主張する加入手続時期と一致しない。

さらに、申立人が所持する年金手帳、申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿及び申立人に係る特殊台帳によると、申立人の国民年金被保険者資格の取得日はいずれも「昭和 53 年 5 月 15 日」と記載されていることが確認できる上、申立期間当時、申立人は、国民年金の任意加入の対象である大学生であったことから、遡って被保険者資格を取得することはできない。

加えて、申立人の主張のとおり、申立人の母親が申立期間の国民年金保険

料を納付するには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川国民年金 事案 7301

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 7 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月から 46 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 44 年*月頃に、私の父親又は母親が、国民年金の加入手続を行ってくれたが、両親は既に他界しているため、具体的なことは分からない。

申立期間の国民年金保険料は、父親又は母親が、納付してくれていたの
で、納付方法、納付場所及び保険料月額等詳細は分からない。

私の 2 番目の姉から、私の国民年金保険料については、父親又は母親が、
私が 20 歳の時から納付していたと母親が話していたと聞いているので、申
立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 44 年*月頃に、申立人の父親又は母親が、
国民年金の加入手続を行ってくれたと述べているが、申立人は国民年金の加
入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、当該手続及び保険料の納付
を行ってくれたとする両親は既に他界しており、証言を得ることができない
上、2 番目の姉からも、当該手続及び申立期間の保険料の納付をうかがわせ
る具体的な証言を得ることができないことから、申立人の申立期間の国民年
金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番
号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 47 年
5 月ないし同年 6 月頃と推認されることから、申立人の国民年金の加入手続
時期についての主張と一致しない。

さらに、申立人の推認される加入手続時点において、申立期間の国民年金
保険料は、第 1 回特例納付及び過年度納付により納付することが可能である

が、上記のように保険料の納付状況が不明である上、申立人が当該期間の保険料を現年度納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、別の手帳記号番号が払い出されている形跡は無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川国民年金 事案 7302

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、昭和 29 年から A を開業していたところ、国民年金制度が発足した 36 年 4 月頃、自営業者は国民年金に加入しなければならないと聞き、同業者の隣人と一緒に近所の保育園で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、毎月 100 円を集金人に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月頃、隣人と一緒に近所の保育園で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、毎月 100 円を集金人に納付していたと述べているが、i) 申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、38 年 9 月頃と推認できること、ii) 申立人と一緒に国民年金の加入手続を行ったとする隣人の国民年金の加入手続が行われた時期は、隣人の国民年金手帳の交付年月日等から、37 年 3 月頃と推認でき、申立人の加入手続時期と相違していること、iii) 申立人が申立期間当時居住していた市の集金人制度は、38 年 4 月から実施されていることが当該市の資料により確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人が所持する国民年金手帳、申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿及び申立人に係る特殊台帳によると、申立人の国民年金の被保険者資格の取得日は昭和 38 年 4 月 1 日となっていることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険

料を納付することができない期間である。

さらに、申立人がその主張のとおり申立期間の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の始期から手帳記号番号が払い出されるまでの期間を通じて同一市内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 2 月から 57 年 3 月までの期間及び平成 3 年 7 月から 6 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、平成 3 年 2 月から 6 年 9 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 2 月から 57 年 3 月まで
② 平成 3 年 2 月から同年 6 月まで
③ 平成 3 年 7 月から 6 年 9 月まで

私が 20 歳になった昭和 56 年*月頃、私の母親が、私の国民年金の加入手続を行い、私の学生時代の国民年金保険料を納付してくれていた。

平成 3 年 2 月に会社を退職後、海外留学する予定だったので、国民年金保険料の免除の申請を町役場で行った。実際に出国したのは同年 7 月となったが、免除の申請が承認されたとき、同役場の職員から、「帰国したら必ずパスポートを持ってきてください。」と言われていたので、最終的に海外留学を終えた 6 年 10 月まで、帰国するたびに、毎回、パスポートを持って町役場に行き報告していた。このため、3 年 2 月から 6 年 9 月までの保険料は免除されていたはずである。

平成 14 年頃、免除期間の国民年金保険料を追納するために、社会保険事務所（当時）に連絡して納付書を取り寄せ、1 回 10 万円前後で、4 回、総額 40 万円ぐらいを追納したが、結果的に納付できなかった期間が 6 か月残ったと認識している。

申立期間①の国民年金保険料が未加入による未納とされ、申立期間②の保険料が免除となっていない上、追納した申立期間③の保険料が未加入による未納又は未納のままとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続及び当該期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行い当該期間

の保険料を納付していたとする申立人の母親から証言を得ることは困難であることから、国民年金の加入状況及び当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和56年*月頃、母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の加入手続き時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の20歳到達被保険者の資格取得日等から、平成7年2月頃と推認され、申立内容と一致しない上、申立人の所持する年金手帳の国民年金の「初めて被保険者となった日」には、「昭和60年8月1日」と記載されており、申立人が、同記載年月日前に国民年金被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、当該期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であることに加え、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立期間②及び③について、申立人は、平成3年2月に会社を退職後、国民年金保険料の免除の申請を行ったと述べているが、i) 当該申請の具体的な手続き内容について憶^{おぼ}えていないこと、ii) 当該申請後、免除承認通知書又は却下通知書を受け取ったか否かについても、はっきり憶^{おぼ}えていないこと、iii) その後、最終的に海外留学を終えた6年10月まで、申立人は、帰国するたびにパスポートを持って報告したとするのみで、免除申請手続きの主張は無いことから、当該期間当時の免除申請の状況が不明である。

加えて、申立人は、申立期間③の国民年金保険料が免除とされ、その後、当該期間の保険料を、1回10万円前後で、総額40万円ぐらいを追納したと述べているが、申立人の所持する当該期間当時のパスポートの出入国記録によると、当該期間の過半は国内に居住していない期間であることが確認できるところ、制度上、海外留学等で国内に居住していない期間は国民年金の任意加入期間となり、任意加入期間については免除申請はできないほか、申立人が申立期間③の保険料を追納したとする金額は、実際に当該期間の保険料を追納した場合の保険料額と相違している。

その上、申立人が申立期間①及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間②及び③の保険料が免除されていたことを示す関連資料も無いほか、当該期間の保険料を納付していたこと及び免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、また、申立期間②及び③の保険料が免除されていたものと認めることはできない。